

社団法人出版文化国際交流会 役員退職功労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人出版文化国際交流会（以下、「この法人」という）役員報酬規程第4条第4項の規定に基づき、役員退職功労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(摘要の範囲)

第2条 この規程は、常勤役員（職員に準じて勤務する役員）に適用する。

- 2 役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に、退職功労金を支給する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退職功労金を減額し、又は支給しないことができる。
 - (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、この法人の事業運営に重大な支障をきたした場合
 - (2) 退職に当たり、この法人の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得たこの法人の機密を漏らし、この法人に損害を与えた場合
 - (3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合
 - (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認めた場合

(支給基準)

第3条 退職功労金は、退職時の役員報酬月額、役員としての勤続年数、功績等を勘案し、理事会の同意を経て、総会で決定する。

(退職功労金の支給方法)

第4条 退職功労金は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、2011年10月1日から施行する。
- 2 なお、この規程は一般社団法人への移行認可後に必要な修正を行う。